

平成 28 年 11 月 16 日

投資者の皆様へ

T & Dアセットマネジメント株式会社

「T & Dブル・ベア・ファンド」の基準価額の下落について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

「T & Dブル・ベア・ファンド」の基準価額の下落につきまして、下記の通りご案内いたします。

今後ともお引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

「T & Dブル・ベア・ファンド」の基準価額

コース名	平成 28 年 11 月 15 日 基準価額(円)	平成 28 年 11 月 16 日 基準価額(円)	騰落幅 (円)	騰落率 (%)
原油指数・ベア・コース	6,982	6,251	731	10.47

(騰落率は小数点第 3 位四捨五入)

市況情報

	平成 28 年 11 月 14 日 指数値	平成 28 年 11 月 15 日 指数値	騰落率 (%)
原油先物価格	43.32	45.81	5.75

海外の市場については基準価額への反映を考慮し、11 月 14 日と 11 月 15 日を比較しています。
原油先物はWTI原油先物、単位は米ドル/バレルです。

(小数点第 3 位四捨五入)

出所:ブルームバーグ
以上

当資料はT & Dアセットマネジメントが情報提供を目的として作成したものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づいて作成したものです。その正確性・完全性を保証するものではありません。また投資信託の取得をご希望の場合は、下記のご留意事項を必ずご確認ください、ご自身でご判断ください。

ファンドのお申込みに際してのご留意事項

以下のリスクは、投資信託説明書(交付目論見書)に記載されているリスクを要約したものです。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクについて

「為替変動リスク」「カントリーリスク」「株価変動リスク」「原油価格変動リスク」「リート価格変動リスク」「債券価格変動リスク」

基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- ・分配金に関する留意点
- ・目標とする投資成果が達成できないリスクについて[マネープールを除く]
- ・ファンドの継続保有に際してご注意いただきたい事項[マネープールを除く]
- ・スワップ取引に伴うリスクについて[マネープールを除く]
- ・NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引に関する留意点

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時に負担いただく費用

購入時手数料	購入価額に対して 上限 3.24%(税抜 3.00%) (マネープールの購入はスイッチングによる場合のみとします。)
--------	--

スイッチング時に負担いただく費用

スイッチング時手数料	スイッチングの取扱いの有無および手数料等につきましては、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 (マネープールへのスイッチングには手数料はかかりません。)
------------	---

換金(スイッチングのための換金を含む)時に負担いただく費用

信託財産留保額	[各コース(米国リート・ブル・ベアを除く)] ありません。 [米国リート・ブル・ベア] 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。
換金手数料	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

[各コース(マネープールを除く)]

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	毎日、ファンドの純資産総額に年 1.0152% (税抜 0.94%) の率を乗じて得た額とします。
	投資対象とする 外国投資信託	外国投資信託の純資産総額に対し、年 0.16% 程度
	実質的な負担	年 1.1752% (税抜 1.1%) 程度 ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用報酬等を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。
その他の 費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 ・証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産が負担します。また、組入外国投資信託においても、売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、監査費用、スワップ取引に係る費用等がかかります。 <p>これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>	

[マネープール]

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、ファンドの純資産総額に年 0.594% (税抜 0.55%) 以内 の率を乗じて得た額とします。
その他の 費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 ・証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産が負担します。また、組入外国投資信託においても、売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、監査費用、スワップ取引に係る費用等がかかります。 <p>これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>

*上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

*詳細につきましては必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をお読みください。

販売会社の名称等

販売会社		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第 6 号				
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 2251 号				
株式会社 SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 44 号				
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第 20 号				

*加入協会に 印を記載しています。

*株式会社 SBI証券、高木証券株式会社はマネープール・コースのお申込は受付けておりません。

*SMB C日興証券株式会社は南アランド・ブル・コース、南アランド・ペア・コース、マネープール・コースのお申込は受付けておりません。